

横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成25年度～29年度）の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

- 平成14年「母子及び寡婦福祉法」改正により、都道府県や指定都市等で策定をすることとされています。
- 本市では、過去2回（第1期：平成15年度～19年度、第2期：平成20年度～24年度）「母子家庭等自立支援計画」を策定し、今回で3期目（平成25年度～29年度）の計画となります。
- ひとり親家庭の実態調査を踏まえ、有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」（以下「連絡会」）において計画内容を検討し、市民意見公募を経て策定しました。
- ※この計画では、父子家庭も対象としているため、今回から計画の名称を「ひとり親家庭自立支援計画」に改めています。

(2) 基本方針

- 児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として策定しました。

2 ひとり親家庭の現状と課題

「平成24年度横浜市母子家庭等実態調査」の結果も踏まえ、連絡会での検討を経て、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を明確にしました。

◆子育てや生活支援



○ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担う負担を抱え、安定した生活を図るため**仕事と子育てとの両立**を図ることに苦勞しており、幼児や学齡児を育てる世帯も多く、**家事援助や、保育、放課後等の支援の充実が課題**となっています。



○DVや児童虐待の問題、**疾病や障害、親の健康状態など**、ひとり親は様々な課題を抱えており、特に、親の健康問題は、多くの支援機関から注目されており、約4分の1のひとり親は、健康状態に課題を抱えています。

◆就業の支援



○母子家庭の85%、父子家庭の91%が就労していますが、母子家庭の母は、パート、嘱託等の非正規職員は50%を超え、**収入、就業形態、雇用環境、子育てとの両立など、本人の希望する職業とのマッチングなど課題**があります。

◆経済的支援



○母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で300万円未満に留まり、多くの人が**ひとり親家庭になって困ったこととして「生活費が不足している」と**答えています。

◆養育費確保の支援



○離婚等によりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき**養育費について、半数近くの世帯で取り決めがなく、養育費確保の浸透に向けて、普及・啓発活動の強化が必要**となっています。

◆相談・情報提供



○区役所、関係支援機関等での相談窓口、自立支援給付金等の国庫補助事業の他、特別乗車券交付など、様々な支援の充実を図ってきました。しかし、**認知度が低く利用が低調な制度もあり、効果的な情報提供が求められています。また、相談支援の窓口が行政、民間機関など分散していることもあり、個々の家庭状況に応じて適切な機関へつながることが課題**となっています。

◆子どもへのサポート



○DVや児童虐待等により心のケアが必要な子どももおり、また、就業のため、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない状況も考えられます。子どもの心身の健やかな成長のため、**学習支援や面会交流支援など、子ども自身への支援の充実が課題**となっています。

3 基本的な視点

これまでの計画を振り返り、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり次の5点を基本的な視点として位置づけます。

1 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、**子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。**

2 ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実させます。**

3 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状があるため、**わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内を父子家庭を含めて、積極的な情報提供に取り組みます。**

4 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、**支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず、地域の中で温かく見守られながら、自立を目指すことを支援します。**

5 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援や子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、**子どもが健全に育つための、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を進めます。**

4 主な取組内容

基本的な視点を踏まえ、次の具体的な取組みを推進します。※< >は「3基本的視点」の項目番号

◆子育てや生活支援 <1>

- ・【拡充】ヘルパー派遣事業における保育園への送迎の付き添いや、**子育て短期支援事業における児童家庭支援センター、乳児院での子どもの預かり**を実施。
- ・公営住宅への優先入居や民間住宅への入居支援、子育てりぶいで賃貸住宅への家賃補助を実施。

◆就業の支援 <1>

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就労支援員を配置し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施。
- ・【新規】区役所内に**ジョブスポット**を設置し、身近な場所での迅速な求人情報を提供。

◆経済的支援 <1>

- ・児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施。
- ・経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付。

◆養育費確保の支援 <1>

- ・養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化（離婚前からの意識付けや離婚時の取決め）
- ・両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談や研修等を実施。

◆相談・情報提供 <2、3、4>

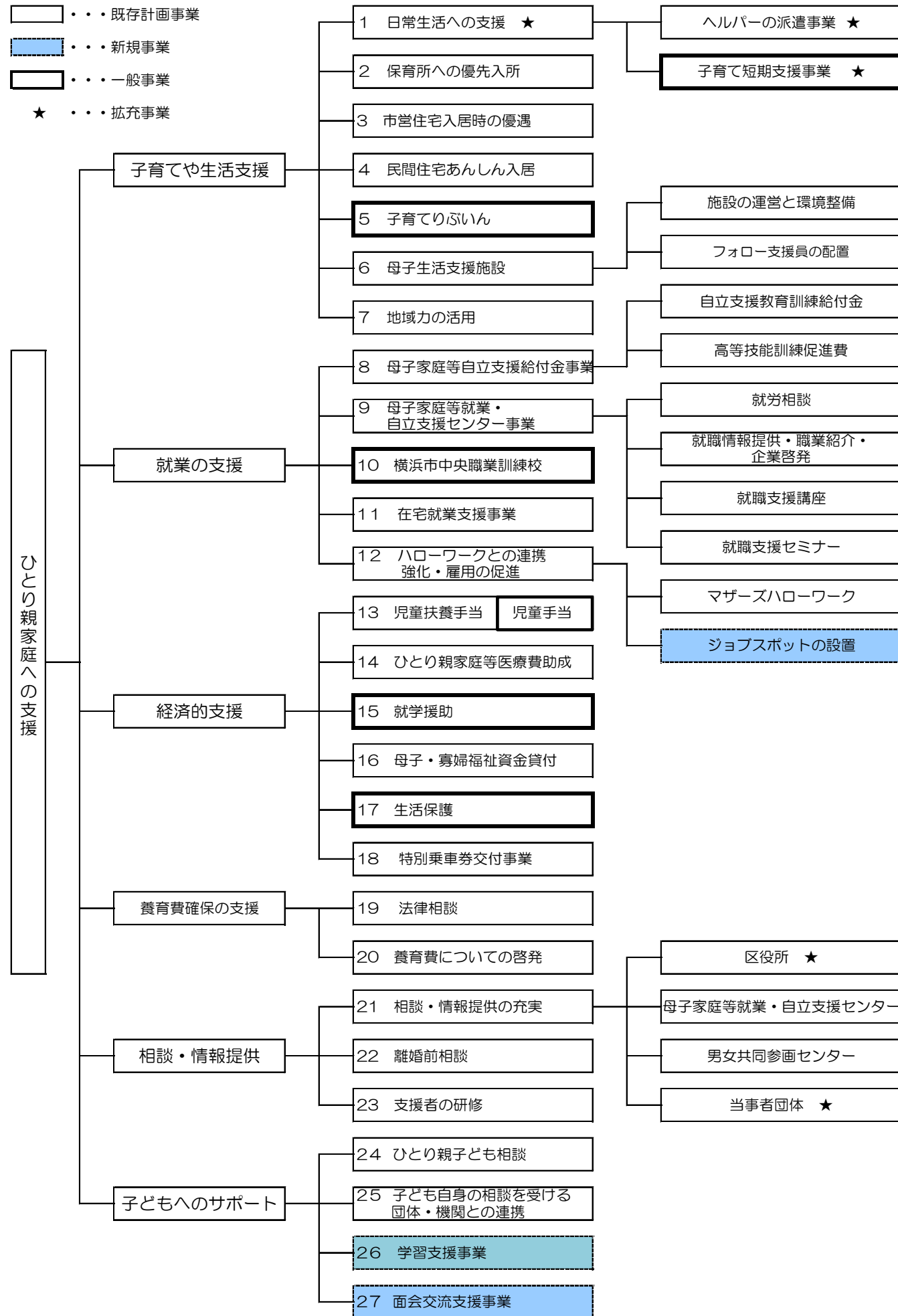
- ・【新規】区役所こども家庭支援課、戸籍課等に**名刺大の情報提供カード**を配置。
- ・【新規】ひとり親家庭支援制度をまとめた冊子を、**当事者や関係の支援団体と連携して作成。**
- ・【新規】情報提供の充実や多様な相談内容に対応するため、**当事者や関係機関・団体による連絡会を定期的に開催。**
- ・【拡充】一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実。**

◆子どもへのサポート <5>

- ・【新規】学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、**養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援**を実施。
- ・【新規】子どもの立場に立った調整を経た上で、**離婚により別居している親との面会交流支援**を実施。

5 自立支援の体系

◆自立支援計画体系図



6 計画の構成

I 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 基本方針

II ひとり親家庭の現状と課題

- 1 ひとり親家庭の現状
- 2 ひとり親家庭の課題

III 支援の基本的姿勢及び基本目標

- 1 支援の基本的姿勢
- 2 支援の基本目標

IV 支援の具体的計画

ひとり親家庭自立支援計画体系図

- 1 子育てや生活の支援
- 2 就業の支援
- 3 経済的支援
- 4 養育費確保の支援
- 5 相談機能や情報提供の充実
- 6 子ども自身へのサポート

V その他

平成20～24年度計画「支援の具体的計画」実績一覧
 横浜市母子家庭等実態調査 調査結果
 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

7 連絡会委員名簿

所属・役職	氏名	所属・役職	氏名
立教大学コミュニティ福祉学部教授	湯澤 直美	特定非営利活動法人 I Loveつづき理事長	岩室 晶子
(一財)横浜市母子寡婦福祉会理事長	道下 久美子	経済局中央職業訓練校校長	高崎 基雄
(公財)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜南館長	大谷 昌子	南区子ども家庭支援課長	大山 恵子
(社福)たすけあいゆい理事長	濱田 静江	建築局住宅計画課長	黒田 浩
母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア施設長	宮下 慧子	健康福祉局保護課長	巻口 徹
横浜市民生委員児童委員協議会理事	横塚 靖子	子ども青少年局企画調整課長	吉川 直友
(社福)横浜市社会福祉協議会地域活動部長	門倉 晴義	旭区若葉台保育園長	井上 裕美
マザーズハローワーク横浜統括職業指導官	長谷川 初枝	子ども青少年局子ども家庭課長	岡ノ谷 雅之

8 計画策定スケジュール

25年7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月
● 第1回 連絡会	● 第2回 連絡会	● 第3回 連絡会	● 第4回 連絡会	◀ 市民意見公募 (11/13～12/12) ▶		● 計画策定

9 参考

◆調査データ（「平成24年度横浜市母子家庭等実態調査」の結果から）

	母子世帯	父子世帯	全体
世帯数（推計値） * 平成22年国勢調査推計値	24,311世帯	4,566世帯	28,877世帯
子どもの人数	1.6人	1.5人	1.6人
ひとり親になった理由 * 離別	79.0%(77.3%)	83.3%(59.6%)	79.2%
住居の状況	賃貸住宅	54.3%	23.9%
	持家	23.0%	61.9%
世帯総収入 * 年間平均	331万円 (329万円)	571万円 (639万円)	344万円
就労収入 * 年間平均	263万円 (277万円)	543万円 (647万円)	279万円
就業率	84.7%(86.0%)	90.5%(88.5%)	85.0%
就業形態	正社員	41.9%	76.3%
	パート・アルバイト	38.6%	5.3%

※調査は平成24年7月ひとり親家庭の約15%(3,200世帯)を抽出し実施。有効回答数:母子家庭780世帯、父子家庭42世帯。
 ※()は平成19年度前回調査